



福岡県医師会
平成21年6月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

母性健康管理指導医制度の改正について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長より周知方依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、母性健康管理指導医制度の認知度を高め、女性労働者等の利用促進を図るなど制度の活性化を図るための取組を行うとともに、委嘱発令権者を厚生労働大臣から都道府県労働局長に変更したことについて、各都道府県労働局長に対し「母性健康管理指導医の設置及び業務の運営について」（別添1）及び各都道府県労働局雇用均等室長に対し「母性健康管理指導医制度の改正に係る留意事項について」（別添2）が示されたものです。

母子健康管理指導医制度は、母性健康管理に関する措置が適切に実施され、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護が全うされるよう、医学的な見地から女性労働者や事業主からの相談に応じ必要な指導を行っていただくため、社会的信望があり、かつ、母性健康管理に関する知見を有する医師を母子健康管理指導医として委嘱するものです。

また、指導医の委嘱に先立って、各都道府県においては各都道府県医師会に制度の趣旨等について別紙により説明し、適任者の推薦について協力を依頼することとされています。

つきましては、貴会におかれましても本制度についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

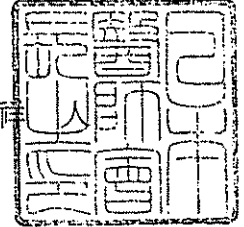
日医発第129号(地Ⅲ24)

平成21年4月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥



母性健康管理指導医制度の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、母性健康管理指導医制度の改正について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長より、本会に対して周知方依頼がありました。

本通知は、母性健康管理指導医制度の認知度を高め、女性労働者等の利用促進を図るなど制度の活性化を図るための取組を行うとともに、委嘱発令権者を厚生労働大臣から都道府県労働局長に変更したことについて、各都道府県労働局長に対し「母性健康管理指導医の設置及び業務の運営について」（別添1）及び各都道府県労働局雇用均等室長に対し「母性健康管理指導医制度の改正に係る留意事項について」（別添2）が示されたものです。

母子健康管理指導医制度は、母性健康管理に関する措置が適切に実施され、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護が全うされるよう、医学的な見地から女性労働者や事業主からの相談に応じ必要な指導を行っていただくため、社会的信望があり、かつ、母性健康管理に関する知見を有する医師を母子健康管理指導医として委嘱するものです。

また、指導医の委嘱に先立って、各都道府県においては各都道府県医師会に制度の趣旨等について別紙により説明し、適任者の推薦について協力を依頼することとされています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、適切な実施が図られるよう母性健康管理指導医のご推薦に際しましては、ご高配のほどお願い申し上げます。



雇児職発第0403001号

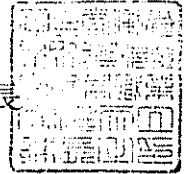
平成21年4月3日

社団法人日本医師会

会長 唐澤 祥人 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

職業家庭両立課長



母性健康管理指導医制度の改正について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、母性健康管理指導医制度は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）に係る母性健康管理に関する措置が適切に実施され、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護が全うされるよう、医学的な見地から女性労働者や事業主からの相談に応じ必要な指導を行っていただくため、社会的信望があり、かつ、母性健康管理に関する知見を有する医師を母性健康管理指導医として委嘱するものです。

今般、制度の認知度を高め、女性労働者等の利用促進を図るなど制度の活性化を図るための取組を行うとともに、委嘱発令権者を厚生労働大臣から都道府県労働局長に変更したことについて、各都道府県労働局長及び各都道府県労働局雇用均等室長に対し、平成21年4月1日付け地発第0401007号、雇児発第0401010号「母性健康管理指導医の設置及び業務の運営について」

（別添1）及び平成21年4月1日付け雇児職発第0401006号「母性健康管理指導医制度の改正に係る留意事項について」（別添2）により指示をしております。

つきましては、本件について、貴職から貴会各都道府県支部あて周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。



10年保存

地発第0401007号

雇発第0401010号

平成21年4月1日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

母性健康管理指導医の設置及び業務の運営について

母性健康管理指導医（以下「指導医」という。）については、女性労働者の母性健康管理の改善に資するため、各都道府県労働局（以下「局」という。）へ配置してきたところであるが、今般、女性労働者、事業主にとって利用しやすいよう一層の周知に努めることとする。また、これに合わせて地域の実情等に応じた柔軟な対応が可能となるよう、「母性健康管理指導医規程（平成13年厚生労働省訓第72号）」（別添参照）を改正し、任命権者を厚生労働大臣から各都道府県労働局長（以下「局長」という。）へ変更することとした。

各局においては、下記の点に留意し、遺漏なきよう業務を進められたい。

なお、本通達の施行により昭和61年7月18日付け婦発第192号「母性健康管理指導医の設置及び業務の運営について」及び平成元年9月20日付け婦発第203号「母性健康管理指導医の取扱いについて」は廃止する。

記

1 指導医設置の趣旨

指導医制度は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）に係る母性健康管理に関する措置が適切に実施され、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護が全うされるよう、医学的な見地から女性労働者や事業主からの相談に応じ必要な指導を行っていただくため、社会的信望があり、かつ、母性健康管理に関する知見を有する医師を指導医として委嘱するものである。

2 業務の運営

指導医は、必要に応じて次に掲げる事項に関する女性労働者及び事業主からの相談への対応、指導等を行うものとする。

- (1) 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に関する問題（男女雇用機会均等法第12条、13条関係）
 - イ 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保に関する問題
 - ロ 妊娠中の通勤緩和に関する問題
 - ハ 妊娠中の休憩に関する措置に関する問題
 - ニ 妊娠中及び出産後の症状等に対応する措置に関する問題
- (2) 妊娠中の軽易業務転換、産前産後休業及び妊産婦の時間外労働等の免除に関すること等の母性保護に関する問題（労働基準法（昭和22年法律第49号）第6章の2及び女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）関係）
- (3) その他女性労働者の母性の健康管理に関する問題

3 指導医の委嘱

指導医の委嘱は、次の要件を具備した者のうちから局長が行う。

- (1) 社会的信望があり、かつ、母性健康管理について学識経験を有する者であること。
- (2) 上記2に規定する相談、指導等の業務遂行能力を有する者であること。
- (3) 局の行う業務に深い関心と理解を有する者であること。
- (4) 公選による公職にある者又はその候補者でないこと。
- (5) 国家公務員（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当する者でないこと。

4 任期

指導医の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 指導医の遵守義務

指導医は、職務の遂行の執行に当たって次のことを遵守しなければならないものとする。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 指導医の職務を利用して自己の利益を図り、又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (3) 国家公務員法第102条に規定する政治的行為をしてはならないこと。

6 指導医の発令手続等

指導医の発令手続等は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 委嘱の場合
 - 局長は、指導医を委嘱しようとするときは、次の書類を整えるものとする。
 - イ 本人の承諾書（様式1）

ロ 本人の履歴書（様式 2）

ハ 委嘱辞令（様式 3）

なお、委嘱に当たり本人の勤務先所属長等の承認を必要とする場合には、当該所属長から承諾書（様式 4）を徴すること。

（2）再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて行うこと。

（3）解嘱の場合

局長は、指導医を解嘱しようとするときは、次の書類を整えるものとする。

イ 辞任願（様式 5）

ロ 解嘱辞令（様式 6）

（4）死亡の場合

指導医が死亡した場合は、すみやかに遺族等から死亡届（様式 7）を徴することとする。

（5）残任期間

任期満了前に指導医を解嘱した場合又は指導医が死亡した場合において、これを補充するため新たに委嘱された指導医については、その任期は前任者の残任期間とする。

（6）公務上の災害又は通勤による災害の場合

指導医が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）に基づく所定の手続をとること。

（7）本省報告

局長は、指導医を委嘱（再委嘱を含む。）又は解嘱したときは、委（解）嘱報告書（様式 8）を委（解）嘱した月の翌月末までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長あて報告すること。

7 定数

指導医の定数は、各局に 1 名とする。

8 指導医の経費

指導医に対しては、手当等を支給するものとする。

なお、指導医が庁外に赴いて指導等を行った場合には、厚生労働省所管国家公務員等の旅費取扱規程（平成 13 年厚生労働省訓第 27 号）第 4 条に基づき、8 級の職務相当の旅費を支給するものとする。

9 周知の徹底

指導医の業務に関し、より一層の周知を図ること。具体的な周知方法については、別途指示する。

10 関係機関との連携

指導医の業務の運営に当たっては、関係機関、団体との連絡を密にし、その協力

を得るものとする。

1.1 活動実績報告

年度の指導医の活動実績報告は年1回とし、各年度（4月1日から翌年3月31日まで）分を報告すること。具体的な報告方法については、別途指示する。

(様式1)

承 諾 書

平成 年 月 日

労働局長 殿

氏 名 印

母性健康管理指導医となることを承諾いたします。

(様式2)

履 歴 書

現住所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

最 終 学 歴
年 月 日

職 歴
年 月 日
年 月 日
年 月 日

資 格 免 許
年 月 日 医師免許医籍登録第 号
年 月 日

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

印

(様式3)

氏 名

母性健康管理指導医を委嘱する

平成 年 月 日

労働局長 印

(様式4)

承 諾 書

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

名 称

代表者氏名

印

今般、 所属
されることを承諾いたします。

が母性健康管理指導医に任命

(様式 5)

辞 任 願

平成 年 月 日

労 働 局 長 殿

労 働 局
母性健康管理指導医
氏 名

印

今般
お願い申し上げます。

により辞任いたしたいので、御承認くださるよう

(様式 6)

氏 名

母性健康管理指導医の委嘱を解く

平成 年 月 日

労 働 局 長 印

(様式7)

死 亡 届

平成 年 月 日

労 働 局 長 殿

遺 族
続 柄
氏 名

印

下記の者は、平成 年 月 日（病名又は死因）のため死亡したのでお届け
します。

記

労 働 局
母性健康管理指導医
氏 名

(様式 8)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
職業家庭両立課長 殿

労働局長
(公印省略)

母性健康管理指導医委（解）嘱報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 母性健康管理指導医氏名
- 2 所属
- 3 発令日

○厚生労働省訓第12号

部 内 一 般

母性健康管理指導医規程（平成13年厚生労働省訓第72号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月30日

厚生労働大臣 舩添 要一

母性健康管理指導医規程の一部を改正する訓令

第2条中「厚生労働大臣」を「都道府県労働局長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に母性健康管理指導医である者は、この訓令の施行の日に改正後の母性健康管理指導医規程第2条の規定により、母性健康管理指導医として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同規程第4条第1項の規定にかかわらず、同日における母性健康管理指導医としての任期の残任期間と同一の期間とする。



5年保存

雇児職発第0401006号

平成21年4月1日

各都道府県労働局雇用均等室長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

職業家庭両立課長

(公印省略)

母性健康管理指導医制度の改正に係る留意事項について

標記のことについて、母性健康管理指導医(以下「指導医」という。)制度の活性化を図ることを目的として、平成21年4月1日付け地発第0401007号、雇児発第0401010号「母性健康管理指導医の設置及び業務の運営について」(以下「局長通達」という。)が発せられたところであるが、その趣旨及び今後の取組等については下記のとおりであるので了知されたい。

なお、本件については、本省において、日本医師会及び日本産婦人科医会に御説明し、御意見を伺いつつ検討したものであることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

指導医の業務については高度な専門性が求められるところから、昭和49年の制度発足以降、その実効性の確保を図るため、旧労働本省において日本母性保護医協会(現・日本産婦人科医会)より適任者を御推薦いただき、労働大臣発令により委嘱していたところであるが、平成12年の都道府県労働局(以下「局」という。)発足後は、各局において都道府県医師会からの推薦等に基づき、厚生労働大臣発令により委嘱されている。

しかし、これまで、指導医が女性労働者の妊娠・出産について医学的・専門的な見地から相談に対応することについての周知が十分なされていないこともあり、女性労働者からの相談について実績が少ないなどの問題点もみられる。

そのため、今般、制度の認知度を高め、女性労働者等の利用促進を図るなど制度の活性化を図るための取組を行うとともに、委嘱発令権者の変更を行うこととしたものである。

2 今後の取組

(1) 制度の周知について

ア 本省

- ① 指導医が医学的・専門的見地から、母性健康管理に関する相談・指導を行う旨をPRする啓発資料を作成し、関係機関、事業主団体、労働組合等に対して周知の協力を依頼する。
- ② 産業保健推進センター及び地域産業保健センターに対し周知の協力を依頼する。
- ③ その他、広く事業主等に周知する方策を引き続き検討する。

イ 局

本省が作成した啓発資料を活用し、あらゆる機会を通じて地域の事業主、女性労働者、医療関係者等へ周知されたい。

(2) 指導医の活動について

局長通達記2で示した指導医の業務については、具体的には下記のとおりとする。

- ア 局が妊娠中の女性労働者から受けた相談について、医学的見地からの助言、指導が必要と考えられる場合に、相談者に対する助言等を行っていただくこと。
- イ 母性健康管理対策の適切な推進のため必要な場合に、局に対する医学的知見についての指導を行っていただくこと。
- ウ 本省委託事業「母性健康管理研修等事業」により全国47ヶ所で実施している「母性健康管理研修会」における講演など、事業主に対する指導を行っていただくこと。

(3) 活動実績報告

年度の指導医の活動実績報告は年1回とし、平成21年度以降、各年度（4月1日から翌年3月31日まで）分を次年度の4月20日までに、別添様式1により職業家庭両立課あて報告すること。

このため、指導医に依頼した相談事案の内容や指導内容を記録しておくこと。

3 その他

(1) 推薦依頼について

指導医の委嘱に先立って、各都道府県医師会に制度の趣旨等について別紙により説明し、適任者の推薦について協力を依頼すること。

また、文書をもって推薦依頼をする場合は、別添様式2を活用すること。

(2) 任期について

平成21年4月1日現在委嘱している指導医の任期について変更はなく、任期満了に伴う委嘱手続から局長発令となるものであること。

母性健康管理指導医制度の改正について

平成〇〇年〇月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

1 概要

母性健康管理指導医（以下「指導医」という。）は、各都道府県労働局雇用均等室の所掌事務のうち、男女雇用機会均等法で事業主の義務として定めている母性健康管理その他女性労働者の母性の保護に関する事務に専門的な立場から参画するものであり、母性の健康管理に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が委嘱しているものです。

今般、制度の認知度を高め、女性労働者等の利用促進を図るなど制度の活性化を図るための取組を行うとともに、委嘱発令権者を厚生労働大臣から都道府県労働局長に変更することとしました。

2 指導医の職務内容

指導医の職務内容は次のとおりです。

- ア 都道府県労働局（以下「局」という。）が妊娠中の女性労働者から受けた相談について、医学的見地からの助言、指導が必要と考えられる場合に、相談者に対する助言等を行っていただくこと。
- イ 母性健康管理対策の適切な推進のため必要な場合に、局に対する医学的知見についての指導を行っていただくこと。
- ウ 厚生労働省委託事業「母性健康管理研修等事業」により全国４７ヶ所で実施している「母性健康管理研修会」における講演など、事業主に対する指導を行っていただくこと。

母性健康管理指導医活動実績報告

平成 _____ 年度

_____ 労働局

1 稼働日数

_____ 日

2 相談対応件数

_____ 件

3 活動内容

【記入上の留意点】

- ・ 「1 稼働日数」については、労働局から手当・謝金を支払った日数を計上すること。
このため、本省委託事業「母性健康管理研修等事業」に講師として対応いただいた日は含まれないこと。
- ・ 「2 相談対応件数」については、1相談者につき1件と計上すること。
- ・ 「3 活動内容」については、労働局に対して指導いただいた場合も含め、具体的に記載すること。
なお、相談記録等の写し、集団説明会の開催要領等の添付としても差し支えないこと。

番 号
平成 年 月 日

(都道府県) 医師会 会長 殿

労働局雇用均等室長

母性健康管理指導医の推薦依頼について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

母性健康管理指導医制度は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）に係る母性健康管理に関する措置が適切に実施され、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護が全うされるよう、医学的な見地から女性労働者や事業主からの相談に応じ必要な指導を行っていただくため、社会的信望があり、かつ、母性健康管理に関する知見を有する医師を母性健康管理指導医として委嘱するものです。

つきましては、貴団体から適任者を母性健康管理指導医として御推薦いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件については厚生労働省から日本医師会及び日本産婦人科医会に御説明し御意見を伺ったものであります。